六ッ野土地区画整理事業

保留地販売案内書

旧六ッ野公園グラウンド保留地 9期 先着販売



ひたちなか市

問合せ先

ひたちなか市都市整備部区画整理事業所区画整理事業課

〒312-8501茨城県ひたちなか市東石川2丁目10番1号(市役所行政棟3階)

TEL 029-273-0111 (内線1371)

目次

1.	土地区画整理事業,保留地	P 1
2.	申込み	P 2
3.	注意事項	P 2
4.	保留地(物件)の概要	P 3~5
5.	申込後	P 6
6.	売買契約	P 6~7
7.	その他(住所設定、証明書の発行等)	P 7∼9
8.	参考資料	P 1 0~1 5
9.	問合せ先一覧	P 1 5
10.	ひたちなか市保留地処分事務取扱規則	P16~19

1 土地区画整理事業、保留地

六ッ野土地区画整理事業の保留地(宅地)を販売するにあたり,必要な手続きや契約にあたり承知していただきたい事項を本書に記載しておりますので,ご確認のうえ申込みをお願いします。

保留地の販売にあたっては本書のほか、土地区画整理法(以下「法」といいます。)、水戸・勝田都市計画事業六ッ野土地区画整理事業施行規程を定める条例、ひたちなか市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則(以下「取扱規則」といいます。)その他関係法令が適用されます。

土地区画整理事業とは

まちづくりの手法の一つとして,道路や公園等の公共施設の整備改善と土地の利用増進(土地の価値を高める)を図る事業であり,開発利益の範囲内で土地所有者の土地を無償で少しずつ提供していただく減歩と土地の区画形質の変更により事業を進めます。

保留地とは

減歩された土地の一部は、売却して区画整理事業の財源とする土地になり、この土地のことを保留地といいます。保留地は、換地処分(事業完了)による登記が完了するまでの間は、法務局に登記簿が存在しませんが、市が「保留地権利登録台帳」により管理し、通常の宅地と同様にお使いいただけます。また、権利関係の証明は市で行います。

土地区画整理法の規定

保留地は、換地処分(事業完了)の公告があった日の翌日において施行者である市が取得し(法第104条第11項)、登記を行った後、購入者に対して所有権移転登記を行うことになります。(法第107条第2項)それまでの間、購入者が有する権利は、保留地の使用収益権及び換地処分後の所有権移転請求権となります。*現在の計画では、換地処分は2035年3月31日の予定です。(換地処分は事業進捗により変更となる場合があります。)

保留地の位置



六ッ野土地区画整理事業

施行期間

平成6年度(1994年度)~

令和16年度(2034年度)

施行者 ひたちなか市

施行期間 103.4ha

2 申込みの流れ

保留地買受申込書(以下「申込書」)は窓口に用意してありますので、直接窓口にお越しいただくか、市ホームページからダウンロードした申込書をご持参ください。

場所 ひたちなか市役所行政棟3階区画整理事業課

時間 8時30分から17時15分 *土日祝日を除く

郵送で申込む場合は、市ホームページからダウンロードした申込書に必要事項を記載し、下記まで郵送してください。申込書の到達後、申込書記載のメールアドレスにメールを送信し、後日、保留地売却決定通知書を郵送します。

窓口・郵送先

〒312-8501

ひたちなか市東石川2丁目10番1号 ひたちなか市都市整備部区画整理事業課 市役所行政棟3階

電話連絡先

029-273-0111 (内線1371)

2. 保留地売却決定通知書を郵送

申込日(郵送の場合は到達日)から起算して平日7日~10日後を目安に保留地売却決定通知書等を郵送します。

3 注意事項

- 1. 契約者は申込者とします。法人で申込む場合は、法務局に印鑑登録されている所在、商号を記入してください。
- 2. <u>共有名義での契約を希望する場合は、共有で申込み</u>をしてください。売買契約書に共有持分割合の記入が必要となりますので、共有持分について十分に協議しておいてください。
- 3. 本書に記載してある保留地概要及び現地を確認してください。
- 4. 契約締結までに契約保証金の納入(売買代金の10%以上),売買契約締結後60日以内に売買代金から契約保証金を除いた残金の納入が必要となりますので**資金計画を立てたうえで申込みをしてください。納付期限は延長できません。**
- 5. 住宅ローンの利用を検討されている場合は**,事前に金融機関等と協議**をしたうえで申込みをしてください。

4 保留地の概要

1. 保留地の地積, 価格

9期先着販売

保留地	街区	符号	地積(m ⁱ)	㎡単価(円)	価格(円)	備考
番号					III (13)	J.13 3
15	235	15	232.26	66,000	15,329,000	

1. 表記の地積は、実測地積です。(売買契約は実測地積で行います。)



1 建築基準法に基づく制限の概要

都市計画区域	市街化区域
用途地域	第一種中高層住居専用地域
建ぺい率	50%(一部角地緩和60%)
容積率	1 5 0 %
建築物の高さ制限	1 5 m

建築基準法に関する指定状況

道路斜線制限	有
隣地斜線制限	有
北側斜線制限	無
日影規制	有

建ペい率=建築面積の敷地面積に対する割合

容積率 =建築物の延べ面積の敷地に対する割合

都市計画法に関する問合せ先 ひたちなか市都市整備部都市計画課

建築基準法に関する問合せ先 ひたちなか市都市整備部建築指導課

2 接道

保留地番号15

幅員6m及び17mの市道に接道

問合せ先 ひたちなか市建設部道路管理課

3 ライフライン

上水道 : 引込み済 (口径20mm) 下水道 : 引込み済

宅地内に水道管の引込み工事及び公共(下水道)桝の設置工事を実施済みです。接続、宅地内の配管等の工事及び高さの調整に係る費用は、購入者の負担となります。なお、水道管の引込み位置及び公共桝の位置は変更できません。引込み位置は、P16の図面をご確認ください。

ガス: プロパンガス(都市ガスの供給エリアではありません。)

4 負担金

新規給水申込みをする際に水道加入者負担金が発生し、口径20mmで176,000円(税込み)となります。なお、下水道受益者負担金は発生しません。

水道加入者負担金に関する問合せ先 ひたちなか市水道事業所

5 保留地 (宅地) の造成

造成基準

造成の品質管理は、茨城県の宅地品質管理マニュアルを参考とし、長期許容支持力30KN/㎡以上を街区として平均的に確保していますが、敷地内のすべての位置においてこの値を保証するものではありません。

また、宅地内には雑草根が存在し砕石が混入している場合がありますが、現況のまま引き渡しとなります。(現地をご確認ください。)

地盤補強が必要となる場合

建築される建築物の規模や建築業者等の基準により地盤改良等の費用負担が必要となる場合は, 購入者の負担となります。(市で再造成や費用負担を行うことはできません。)

地盤高(敷地の高さ)

原則,変更できません。ただし,隣接地に影響を及ぼさない範囲での軽微な変更及び駐車スペース,車の出入りに係る部分は除きます。(地盤高の変更は,法第76条に基づく市長の許可が必要となります。法76条については、P11をご確認ください。)

6 保留地の地積

売買契約に用いる地積は実測地積です。事業全体の完了時に行う出来形確認測量の結果,契約地積 と増減が生じた場合は,その地積に応じた金額を精算します。精算は,売買契約時の単価で計算しま す。

7 保留地の境界

コンクリート杭により表示しています。

8 電柱(電線)

市が施行する土地区画整理事業地内は、都市計画道路の歩道を除き電柱を宅地内に建柱することを原則としています。旧六ッ野公園グラウンド保留地の電柱位置は、事前に㈱東京電力と協議し決定しており、保留地に電柱が建柱されている区画は、販売価格から割引しています。

9 車両の出入り口の設置について

保留地番号15**南側**については車両乗り入れのため、歩道の切り下げ工事が必要となります。工事費用等は購入者の負担となりますのでご注意ください。

問合せ先 ひたちなか市建設部道路管理課

5 申込後

1 売却決定通知書等の送付

保留地売却決定通知書、契約保証金の納入通知書を郵送します。

2 契約保証金の納付

売買契約を締結するまでに契約保証金(売買代金の100分の10以上)の納付が必要となります。納入通知書によりひたちなか市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口で納めてください。な

お, 契約を解除した場合, 契約保証金は返還できません。(取扱規則第14条·19条)

指定金融機関 ㈱常陽銀行

収納代理金融機関 ㈱筑波銀行 ㈱東日本銀行 水戸信用金庫 茨城県信用組合

中央労働金庫 常陸農業協同組合 東日本信用漁業協同組合連合会

6 売買契約

1 売買契約の締結

保留地売却決定通知を受けた日から15日以内に売買契約を締結していただきます。(取扱規則第13・14条) 日時は、当選された方と調整させていただき決定します。

契約時に必要なもの

- ① 印鑑証明書 発行から3か月以内。共有の場合は、共有者全員分
- 2 実印
- ③ 収入印紙(1万円)
- ④ 契約保証金の領収書

2 売買代金の納付

売買代金から契約保証金を除いた残金は、売買契約を締結した日から60日以内に納付していただきます。契約保証金と同様に納入通知書によりひたちなか市指定金融機関又は収納代理金融機関の窓口で納めてください。(取扱規則第15条)

*納付期限は延長できませんので、資金計画を立てたうえで申込みをしてください。

3 保留地の引渡し

売買代金全額の完納日(市が受領を確認できた日)を基準として, **現況有姿**により保留地を引渡します。それによって保留地を使用することができます。(取扱規則第16条)

※地盤調査は、売買契約日以降可能です

【保留地引き渡し通知書等の送付】

売買代金の受領確認後、保留地引き渡し通知書及び契約保証金充当通知書を郵送します。

4 契約解除

売買契約締結後,購入者が契約を履行しない場合(期限内の売買代金の納付がない場合等)やひたちなか市保留地処分事務取扱規則の規定に違反した場合は,契約を解除します。契約保証金は返還できません。

7 その他

1 住所設定

保留地の底地番+街区・符号を併記して住所設定をしていただきます。使用していただく住所は 売買契約時に説明します。

住所例

ひたちなか市大字東石川3378番地14 235街区1

将来的には、区画整理事業全体の完了(以下「換地処分」といいます。)に伴い土地の地番が新たに付番されるため住所の変更が生じます。区画整理事業地内は保留地に限らず換地処分に伴う土地 地番の変更により住所変更が生じます。換地処分は、現在の計画では2034年度の予定ですが、事業の進捗により変更となる場合があります。)

2 保留地の登記

換地処分公告の翌日以降に、市が所有権移転登記手続きを行います。この手続きの際には、登録免許税の負担が購入者に発生します。なお、所有権移転登記が完了するまでの間は、市が保留地管理台帳により管理します。

3 証明書の発行

法務局が発行する登記記載事項証明書に代わるものとして、市で保留地証明書及び保留地権利登録台帳記載事項証明書を発行しています。(証明書は誰でも取得することができます。)

発行部署 ひたちなか市都市整備部区画整理事業課 手数料 1筆300円

4 家屋登記

建物の表題登記は、保留地の底地番を用いることになります。

5 税負担

1. 印紙税 (国税)

売買契約書等、印紙税法に規定されている課税文書に該当する場合に課税され、収入印紙により納めます。税額は、P10のとおりです。

2. 不動産取得税(県税)

不動産(土地や建物)を取得したときに課税されます。

不動産取得税の計算方法は $P11\sim12$ のとおりです。詳細は、下記にお問い合わせください。

問合せ先 茨城県常陸太田県税事務所課税第二課(不動産取得税) 常陸太田市山下町4119 TeL0294-80-3312

3. 固定資産税・都市計画税(市税)

毎年1月1日時点の土地・家屋の所有者に課税されます。

固定資産税・都市計画税の計算方法はP12~13のとおりです。詳細は、下記にお問い合わせください。

問合せ先 ひたちなか市総務部税務事務所資産税課 TeLO29-273-0111

4. 登録免許税(国税)

土地や建物の所有権移転登記等の**登記手続きの際に課税**されます 登録免許税の計算方法はP14のとおりです。詳細は,下記にお問い合わせください。 問合せ先 水戸地方法務局 水戸市北見町1番1号 TEL 029-227-9911

6 住宅等の建築にあたり必要な手続き

1. 76条許可申請(法第76条)

住宅(建築物)の建築や工作物の設置,地盤高の変更を行う場合は,土地区画整理法第76条の規定に基づく市長の許可が必要となります。(建築確認申請が必要となる建築行為については,建築確認申請手続きの前に法第76条許可申請手続きが必要となります。)

*売買代金のお支払い完了後でなければ、建築物等の着工はできません。

申請先 ひたちなか市都市整備部区画整理事業課

2. 地区計画の届出

六ッ野土地区画整理事業地区内は地区計画区域内です。地区計画は、まちづくりの目標や建築物の建て方などについてルールを決め、住みよいまちづくりをするものです。建築物の建築や工作物の設置をする場合等は届け出が必要となりますので下記に届け出をしてください。

届出先 ひたちなか市都市整備部都市計画課

7 ごみ置き場

旧六ッ野公園グラウンドの保留地については、ごみ置き場 (燃えるごみ・燃えないごみ用)を設けています。日常の維持管理は購入者の方々で行っていただきます。

8 自治会

自治会は、「六ッ野自治会」です。活動内容は、資源回収や環境美化運動、防犯灯の設置や維持管理、児童下校時の見守り活動などです。詳細については、ひたちなか市自治会連合会作成のパンフレット「おとなりさん」をご覧いただくか、下記までお問い合わせください。

問合せ先 ひたちなか市市民生活部市民活動課

9 教育機関

【小学校】外野小学校

【中学校】大島中学校

問合せ先 ひたちなか市教育委員会学校管理課

10 ハザードマップ

【洪水ハザードマップ】 保留地は浸水想定区域ではありません。

【内水ハザードマップ】 保留地は浸水想定区域ではありませんが、239街区符号9西側道路が浸水想定区域となっています。 なお、内水ハザードマップは、国土交通省が公表している関東地域想定最大雨量である時間雨量153mmを想定して作成しています。

問合せ先 ひたちなか市建設部河川課

8 参考資料

水道加入金

加入金について

新規給水申し込み,又は,メータの口径を増す場合は,口径に応じ次の表の加入金をいただきます。

口径別加入金(その1)

口径	13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル
金額	60,000円	160,000円	280,000円	430,000円

表記の金額は、税抜き金額です。

ひたちなか市水道事業所ホームページより抜粋

印紙税

令和9年3月31日までに作成される契約書については、軽減税率が適用されます。

軽減後の税額は、いずれも契約書に記載された契約金額により、次のとおりとなります。

記載された契約金額		税額
10万円を超え	50万円以下のもの	200円
50万円を超え	100万円以下のもの	500円
100万円を超え	500万円以下のもの	1千円
500万円を超え	1,000万円以下のもの	5千円
1,000万円を超え	5,000万円以下のもの	1万円
5,000万円を超え	1億円以下のもの	3万円
1億円を超え	5億円以下のもの	6万円
5億円を超え	10億円以下のもの	16万円
10億円を超え	50億円以下のもの	32万円
50億円を超えるもの	*	48万円

国税庁ホームページより抜粋

不動産取得税



→ 不動産取得税について

不動産取得税とは

この税金は、不動産(土地、家屋)を取得したときにかかる税金です。

不動産の取得とは、所有権を取得することをいい、所有権に関する登記の有無、有償・無償の別を問いません。

- ・土地や家屋を売買、贈与、交換などにより取得したとき
- ・家屋の建築(新築、増築、改築)したとき

税額の算出方法



税額 = 不動産の価格(※1) × 税率(※2)

※1 「不動産の価格」は市町村の<u>固定資産課税台帳に登録されている価格(固定資産評価額)をいい、</u> 不動産の購入価格や建築工事費ではありません。

家屋を新築、増築したときなど、固定資産課税台帳にその現況のとおりの価格が登録されていない ときには、国が定める固定資産評価基準をもとに決定した価格となります。

また、**宅地及び宅地比準土地を令和9年3月31日までに取得した場合**には、不動産の価格はその **土地の価格の2分の1の額をもって税額を計算**します。

※2 平成20年4月1日から令和9年3月31日までに取得した不動産に係る不動産取得税の税率は以下のとおりです。

土地	3%
家屋(住宅)	3%
家屋(住宅以外)	4%

3 住宅用土地を取得した場合

🌘 軽減を受けるための要件及び軽減額

以下の要件を満たす住宅の用に供する土地を取得した場合、不動産取得税の軽減を受けることができます。

区分(上記1又は2の 軽減対象住宅の土 地)	要件 (次のア、イいずれかの要件を満たすもの)	減額される額
・新築一戸建住宅の土地 ・新築の貸家用共同住宅(アパート、マンション等)の土地	ア 土地の取得後3年以内にその土地の上に住宅を新築し、次の(a)または(b)に該当する場合 (a)土地の取得者がその土地を住宅の新築時まで引き続き所有している場合 (b)土地の取得者からその土地を譲り受けた者により住宅の新築が行われた場合 イ 土地の取得者が土地の取得前1年以内に住宅を新築していた場合	次の①、②のいずれか高い方の額 ①45,000円 ②(土地の価格(注)÷地積)×住 宅1戸または1区画につきの床面積 の2倍(上限200㎡)×3%
・新築未使用住宅 (建売住宅、分譲マ ンション等)の土地 ・中古住宅(一戸 建、マンション等) の土地	ア 新築未使用住宅とその土地を住宅の新築後 1年以内に取得した場合 イ 土地の取得者が土地の取得後1年以内にそ の土地の上の中古住宅(注1)または新築後1年 を過ぎた新築未使用住宅を取得して居住する場 合	(注) 宅地及び宅地比準土地は価格 (固定資産評価額) の2分の1の額 で計算します。

4 軽減を受けるための手続き

下表の①と②の申請書類に必要事項を記入のうえ、関係書類を添えて、郵送または持参により管轄の県税事務所 へ提出してください。ご不明な点ございましたら、管轄の県税事務所へお問い合わせください。

申請書類の様式は、以下からダウンロードすることができます。また、市町村の固定資産税担当課や県税事務所 にも用意しております。

申請(申請に必要な書類		
1	「不動産取得申告(報告)書」(様式第68号) ※軽減の申請時点で、既に提出されている場合又は令和5年4月1日以降に不動産を取得した場合で、取得から60日以内に不動産登記法第18条に規定する表示に関する登記又は所有権の登記申請をした場合(当該申請が却下された場合を除きます。)には申告書の提出は不要です。		
2	「住宅用土地に係る不動産取得税減額(還付)申請書」(様式第67号)		
3	住宅の登記全部事項証明書(コピー可) ※登記事項要約書及びオンライン登記情報を印刷したものは受理できません。		

茨城県県税のホームページより抜粋

固定資産税

課税の対象となる資産

ひたちなか市内に存在する土地・家屋・償却資産が対象となります。

固定資産税課税対象

土地	田,畑,宅地,山林,雑種地等の土地
家屋	住宅,店舗,事務所,工場等の建物 (注釈)物置や車庫も含まれます。
償却 資産	会社や個人で工場や商店などを経営している方が, その事業のために用いることができる機械・器具・備品等

税率と税額の算定

固定資産税税率

税率	1.4%
税額の算 定	固定資産を評価し,その価格を決定し,この価格を基に課税標準額を算定します。
	課税標準額×税率(1.4%)=税額

都市計画税

税率と税額の算定

税率と税額の算定

税率	0.3%
税額の算	固定資産を評価し、その価格を決定し、この価格を基に課税標準額を算定します。
定	課税標準額×税率(0.3%)=税額

ひたちなか市資産税課ホームページより抜粋

住宅用地に対する特例

住宅用地に対する特例(固定資産税)

住宅用地については,その税負担を特に軽減する必要から,その面積によって小規模住宅用地とその他の 住宅用地に分けて,課税標準の特例措置が設けられています。

小規模住宅用地

200平方メートル以下の住宅用地(200平方メートルを超える場合は住宅1戸あたり200平方メートルまでの部分)を小規模住宅用地といいます。

• 課税標準額は,価格の6分の1の額となります。

一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。

• 課税標準額は,価格の3分の1の額となります。

たとえば,250平方メートルの土地に一戸建て住宅があると,200平方メートルまでが小規模住宅用地で,残りの50平方メートルが一般住宅用地です。

住宅用地の範囲

住宅用地とは, 下記の住宅の敷地に供されている土地をいいます。

専用住宅: 専ら人の居住の用に供する家屋

併用住宅:一部を人の居住の用に供する家屋

(注釈) いずれも家屋の床面積の10倍まで。

特例措置の対象となる「住宅用地」の面積は、家屋の敷地面積に次表の住宅用地の率を乗じて求めます。

「住宅用地」の面積の求め方

家屋種別	居住部分の割合	住宅用地の率
イ 専用住宅	全部	1.0
ロ 八以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
ロ 八以外の併用住宅	2分の1以上	1.0
八 地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
八 地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	2分の1以上4分の3末満	0.75
八 地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の3以上	1.0

住宅用地に対する特例(都市計画税)

基本的な考え方は、固定資産税の住宅用地に対する特例と同じですが、 特例の割合が違います。

小規模住宅用地

200平方メートル以下の住宅用地(200平方メートルを超える場合は住宅1戸あたり200平方メートルまでの部分)を小規模住宅用地といいます。

• 課税標準額は,価格の3分の1の額となります。

一般住宅用地

小規模住宅用地以外の住宅用地を一般住宅用地といいます。

• 課税標準額は,価格の3分の2の額となります。

たとえば、250平方メートルの土地に一戸建て住宅があると、200平方メートルまでが小規模住宅用地で、残りの50平方メートルが一般住宅用地です。

ひたちなか市資産税課ホームページより抜粋

登録免許税

不動産の登記 (主なもの)

(1) 土地の所有権の移転登記

内容	課税標準	税率	軽減税率(措法72)
売買	不動産の価額(注)	1,000分の20	令和8年3月31日までの間に登記を受ける場合1,000分の15
相続、法人の合併または共有物の分割	不動産の価額(注)	1,000分の4	-
その他 (贈与・交換・収用・競売等)	不動産の価額(注)	1,000分の20	-

(注) 課税標準となる「不動産の価額」は、市町村役場で管理している固定資産課税台帳に登録された価格がある場合は、原則 その価格です。固定資産課税台帳に登録された価格がない場合は、登記官が認定した価額になりますので、その不動産を管轄する 登記所にお問い合わせください。

(2) 建物の登記

内容	課税標準	税率	軽減税率(措法72の2~措法75)
所有権の保存	不動産の 価額		個人が、住宅用家屋を新築または取得し自己の居住の用に供した場合については「(3)住宅用家屋の軽減税率」を参照してください。
売買または競売による所有権の 移転	不動産の 価額	1,000分 の20	同上
相続または法人の合併による所 有権の移転	不動産の 価額	1,000分 の4	-
その他の所有権の移転(贈与・交 換・収用等)		1,000分 の20	-

国税庁ホームページより抜粋

9 問合せ先一覧

ひたちなか市役所 TEL 0 2 9 - 2 7 3 - 0 1 1 1

内容	担当部署	窓口
六ッ野土地区画整理事業	都市整備部区画整理事業課	行政棟 3 階
固定資産税,都市計画税	総務部資産税課	第2分庁舎1階
住所異動	市民生活部市民課	行政棟1階
自治会	市民生活部市民活動課	第2分庁舎2階
ごみ置き場	経済環境部廃棄物対策課	第2分庁舎3階
*水道	水道事業所	水道事業者庁舎
		(阿字ヶ浦町1552-1)
*下水道	建設部下水道課	企業合同庁舎3階
地区計画	都市整備部都市計画課	行政棟3階
建築確認申請	都市整備部建築指導課	行政棟3階

^{*}水道,下水道の使用開始,中止,名義変更,料金支払いの窓口は,行政棟1階の上水道窓口となります。

(趣旨)

- 第1条 この規則は、土地区画整理法(昭和29年法律第119号。以下「法」という。)第3条第4項の規定に基づき市が施行する土地区画整理事業の保留地の処分について、<u>法第53条第1項</u>の規定による施行規程を定める条例に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
 - (定義)
- 第1条の2 この規則において,<u>次の各号</u>に掲げる用語の意義は,<u>当該各号</u>に定めるところによる。
 - (1) 保留地 法第96条第2項の規定により定める保留地をいう。
 - (2) 付保留地 保留地のうち、換地設計において換地地積が小規模であると判断された宅地の地積の規模を適正にするためのものをいう。
 - (3) 存置保留地 保留地のうち、換地設計において本来減歩がされるべき土地区画整理事業の施行前の宅地に 現有の建物を存置するためのものをいう。
 - (4) 残地保留地 保留地のうち、換地設計においてやむを得ず生じた残地部分のものをいう。
 - (5) 一般保留地 保留地のうち、付保留地、存置保留地及び残地保留地以外のものをいう。 (如分価額)
- 第2条 市長は、保留地の処分価額を決定するときは、<u>地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条</u>の規定により公示された標準地の価格及び<u>国土利用計画法施行令(昭和49年政令第387号)第9条第1項</u>の規定による基準地の標準価格を参考に積算した価額と近傍類地の取引価額等との均衡を勘案し、評価員の意見を聴いてその価額を定めるものとする。

(公開抽選の公告)

第3条 市長は、保留地を公開抽選の方法によって処分しようとするときは、抽選期日の10日前までに、保留地公売公告(様式第1号)により、その旨その他必要な事項を公告するものとする。

(抽選参加資格)

- 第4条 次に掲げる者は、<u>前条</u>に規定する保留地処分の公開抽選(以下「公開抽選」という。)に参加することができない。
 - (1) 成年被後見入又は被保佐人
 - (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (3) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号</u>に規定する暴力団又は<u>同条第6号</u>に規定する暴力団員
 - (4) <u>無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項</u>に規定する観察処分の決定を受けた団体又は該当団体の役員若しくは構成員
 - (5) 公開抽選に参加しようとする者を妨げた者又は公開抽選の公正な執行を妨げた者
 - (6) その他公開抽選に参加させることが不適当と市長が認める者

(抽選参加申込み)

- 第5条 公開抽選への参加を希望する者は、保留地抽選参加申込書(<u>様式第2号</u>)を、指定する日までに、市長に提出 しなければならない。
- 2 <u>前項</u>の規定による抽選参加の申込み(以下「抽選参加申込み」という。)は, 一の公開抽選について1世帯又は1 法人につき1物件限りとする。

(抽選参加心得書の交付)

- 第6条 市長は、公開抽選を行う場合には、あらかじめ、抽選会参加心得書(<u>様式第3号</u>)を<u>前条第1項</u>の規定により 抽選参加申込みをした者(以下 抽選参加者」という。)に交付する。 (抽選の方法)
- 第7条 抽選は、市長が指定する日時及び場所で、保留地番号順に1物件ごとに行う。
- 2 抽選参加者は、その代理人に抽選させる場合には、抽選前に委任状及び印鑑証明書を市長に提出しなければならない。
- 3 抽選参加者及び代理人は、同一物件において他の抽選参加者の代理人となることはできない。
- 4 抽選時間を経過した後は、抽選することができない。
- 5 抽選者の順位は、あらかじめ、抽選参加申込みの受付順に抽選を行って定めるものとし、続いてその若い番号 順に本抽選を行う。
- 6 本加選の結果、1番くじを引いた者を当選者とし、2番くじを引いた者を補欠者と定める。ただし、当選者及び 補欠者が当該当選を辞退した場合は、再加選を行うものとする。
- 7 当選者が、当選決定後、当選を辞退し、<u>第10条各号</u>のいずれかに該当し、又は<u>第13条第2項</u>の規定により保留地の売却の決定を取り消された場合においては、補欠者を当選者とみなす。 (抽選手続の中止等)

- 第8条 市長は、災害その他特別の事情により、公開抽選を執行することが困難であると認められるとき、又は不 正な抽選等があったときは、当該抽選を中止し、若しくは延期し、又は取り消し、再抽選を行うことができる。 この場合において、抽選参加者に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。
 - (抽選会場への立入り等)
- 第9条 抽選事務関係職員及び抽選参加者又はその代理人以外の者は、抽選中の場所に立ち入ることができない。 ただし、特別の理由により市長が承認した場合は、この限りでない。
- 2 抽選参加者又はその代理人は、抽選の執行について、職員の指示に従わなければならない。 (当選の無効)
- 第10条 当選者が次の各号のいずれかに該当するときは、当選を無効とする。
 - (1) 第4条各号に掲げる公開抽選に参加することができない者であることが判明したとき。
 - (2) 同一物件について抽選参加申込みを2回以上しているとき。
 - (3) その他この規則の規定に違反したとき。

(随意契約)

- 第11条 <u>法第53条第1項</u>の規定による施行規程を定める条例の規定により、随意契約により保留地を処分する場合は、次のとおりとする。
 - (1) 国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため保留地を必要とするとき。
 - (2) 公開抽選に付しても買受けを希望する者がないとき。
 - (3) 付保留地,存置保留地及び残地保留地を処分するとき。
 - (4) その他土地区画整理事業の施行のため特に必要があると市長が認めるとき。
- 2 <u>前項各号(第1号</u>を除く。)の規定により保留地の処分を受けようとする者は、保留地買受申込書(<u>様式第4号</u>)に 市長が必要と認める書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

(当選者等に対する通知)

- 第12条 市長は、当選者又は適当と認める随意契約の相手方が決定した場合には、保留地売却決定通知書(<u>様式第5</u> <u>号</u>)又は保留地売却決定通知書(<u>様式第6号</u>)により、当該保留地を売却することを当該当選者又は随意契約の相手 方(以下「買受予定者」という。)に通知するものとする。 (契約の締結)
- 第13条 買受予定者は、<u>前条</u>の規定による通知を受けた日から15日以内に、<u>次の各号</u>に掲げる保留地の種別に応じ、<u>当該各号</u>に定める契約書により、保留地の売買契約(以下「契約」という。)を締結しなければならない。この場合においては、契約の目的及び性質に応じ、当該契約書の条項を適宜修正し、若しくは削り、又は新たな条項を加えることができる。
 - (1) 般保留地 保留地売買契約書(様式第7号)
 - (2) 付保留地,存置保留地又は残地保留地 保留地売買契約書(様式第7号の2)
- 2 市長は、買受予定者が<u>前項</u>の期間内に契約を締結しないときは、当該保留地の売却の決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、<u>前項</u>の規定による取消しをしたときは、保留地売却決定取消通知書(<u>様式第8号</u>)により、その旨を当該 買受予定者に通知するものとする。

(契約保証金)

- 第14条 買受予定者は、契約を締結する場合には、契約保証金として、当該売買に係る代金(以下「売買代金」という。)の100分の10以上に相当する金額を、契約を締結する日までに市長に納付しなければならない。ただし、締結しようとする契約が<u>第11条第1項第3号</u>の規定による付保留地、存置保留地又は残地保留地の処分に係る随意契約である場合その他特別の事情があると市長が認める場合は、契約保証金の納付を要しない。
- 2 契約保証金の納付は、銀行が振り出し、又は支払保証とした小切手の提供をもって代えることができる。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 納付された契約保証金は、売買代金に充当するものとし、当該充当後において、市長は、契約保証金充当通知書(<u>様式第9号</u>)により、その旨を契約の相手方(以下 買受人」という。)に通知するものとする。 (売買代金の納付)
- 第15条 買受人は、契約を締結した日から60日以内に、売買代金の全額を市長に納付しなければならない。ただし、当該契約が<u>第11条第1項第3号</u>の規定による付保留地、存置保留地又は残地保留地の処分に係る随意契約である場合において、市長の承認を受けたときは、当該売買代金を分割して納付することができる。
- 2 <u>前項ただし書</u>に規定する売買代金の分割納付については、<u>ひたちなか市土地区画整理事業における付保留地等</u> <u>の処分に係る売買代金分割納付規則(平成30年規則第22号)</u>の定めるところによる。
 - (保留地の使用)
- 第16条 買受人は、売買代金を完納したときから、当該契約に係る保留地を使用することができる。ただし、当該契約が第11条第1項第3号の規定による付保留地、存置保留地又は残地保留地の処分に係る随意契約である場合であって建物又は工作物の設置を目的としないときその他特別の事情があると市長が認めるときは、当該契約を締結したときから使用することができる。

(固定資産税及び都市計画税の納付)

- 第16条の2 買受人は、地方税法(昭和25年法律第226号)第343条第1項及び第6項並びに第359条並びに第702条及び第702条の6並びにひたちなか市市税条例(平成6年条例第39号)第54条第1項及び第5項並びに第66条並びに第152条第1項及び第2項並びに第154条の規定により、売買代金を完納した日の属する年度の翌年度(その日が1月2日以後の日である場合には、その日の属する年度の翌々年度)以後の年度分の固定資産税及び都市計画税を納付する。
- 2 <u>前条ただし書</u>の規定により、売買代金の完納前から保留地を使用する買受人に対する<u>前項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中「売買代金を完納した日」とあるのは、「契約を締結した日」とする。 (保留地の地積)
- 第17条 保留地の地積は、市長において実測した地積とする。
- 2 <u>前項</u>の地積と換地処分によって確定した地積に増減があった場合は、その面積に応じ、契約の価額により精算するものとする。

(所有権移転及びその登記)

- 第18条 保留地の処分による所有権の移転の時期は、<u>法第103条第4項</u>の規定による換地処分の公告の日の翌日とする。ただし、当該公告の日において売買代金が完納されていないときは、売買代金が完納された日の翌日とする。
- 2 保留地の所有権の移転の登記は、<u>前項</u>の規定により所有権が移転し、かつ、<u>法第107条第2項</u>の規定による換地 処分に伴う登記が完了した後に、市長が行う。
- 3 <u>前項</u>に規定する所有権移転登記に必要な費用は、買受人の負担とする。 (契約の解除)
- 第19条 市長は、買受人がこの規則の規定に違反したとき、又は契約を履行しないときは、契約を解除することができる。この場合において、既納の契約保証金は、市長に帰属するものとする。
- 2 市長は、契約を解除したときは、保留地売買契約解除通知書(<u>様式第10号</u>)により、その旨を買受人に通知するものとする。
- 3 <u>前項</u>の規定による通知を受けた買受人は、市長の指定する期間内に、自己の費用で保留地を原状に回復し、これを市長に引き渡さなければならない。この場合において、買受人に損害が生じても、市は、その賠償の責任を負わない。
- 4 市長は、<u>前項</u>の規定による引渡しを受けたときは、当該買受人に既納の売買代金の額に相当する額を返還する。この場合において、契約保証金の充当が既になされているときは、契約保証金の額に相当する額を既納の売買代金の額から控除して得た額を返還するものとする。
- 5 <u>前項</u>の場合において、解除した契約が<u>第11条第1項第3号</u>の規定による付保留地、存置保留地又は残地保留地の 処分に係る随意契約であるときは、返還する額は、既納の売買代金の額から売買代金の総額(利息を除く。)の 100分の10に相当する額を控除して得た額とする。
- 6 前2項の規定による返還金には、利息を付きない。 (権利の譲渡)
- 第20条 買受人は、契約の締結から<u>第18条第2項</u>に規定する所有権移転登記の完了までの間において、当該保留地 に係る権利を第三者に譲渡しようとするときは、あらかじめ、権利譲渡承認申請書(<u>様式第11号</u>)に保留地譲渡理 由書(<u>様式第12号</u>)、誓約書(<u>様式第13号</u>)及び別に定める書類を添えて、買受人及び当該譲渡を受けようとする者 の連署をもって市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、承認するときは、権利譲渡承認通知書 (<u>様式第14号</u>)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。
- 3 <u>第1項</u>の規定による申請は、売買代金を完納した後でなければこれをすることができない。ただし、<u>第15条第1</u> <u>項ただし書</u>の規定により市長の承認を受けて売買代金を分割して納付しているときは、この限りでない。
- 4 <u>前項ただし書</u>の場合においては、<u>第2項</u>の規定による市長の承認後、当該保留地に係る権利の譲渡を受け、当該保留地に係る地位を継承した者(以下「譲受人」という。)は、当該譲渡時における売買代金の残金等を引き続き納付しなければならない。
- 5 買受人は、<u>法第88条第2項</u>の規定による換地計画の縦覧開始の日から<u>第18条第2項</u>に規定する所有権移転登記の 完了の日までの間は、<u>第1項</u>の規定による申請をすることができない。
- 6 市長は、<u>第18条第2項</u>に規定する所有権移転登記の名義人を、譲受人とすることができる。
- 7 <u>前項</u>の場合における譲受人に対する<u>第18条第3項</u>の規定の適用については,<u>同項</u>中「買受人」とあるのは,「譲受人」とする。

(変更等の届出)

- 第21条 買受人又は譲受人(これらの者が死亡した場合には、これらの相続人)は、契約の締結から<u>第18条第2項</u>に 規定する所有権移転登記の完了までの間において、<u>次の各号</u>のいずれかに該当する場合には、速やかに、住所・ 氏名等変更届(<u>様式第15</u>号)により、その旨を市長に届け出るものとする。
 - (1) 氏名(法人にあっては,名称)又は住所(法人にあっては,主たる事務所の所在地)を変更したとき。
 - (2) 死亡(法人にあっては、解散又は合併)となったとき。

(保留地権利登録台帳)

第22条 市長は、保留地権利登録台帳(<u>様式第16号</u>)を備え、契約その他保留地の権利関係について管理するものとする。

(適用除外)

第23条 この規則は、国若しくは地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に対して行う保留地の処分について は、適用しない。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、保留地の処分に関し必要な事項は、別に定める。

化上 目

この規則は、平成6年11月1日から施行する。

付 則(平成7年規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成8年規則第5号)

この規則は、平成8年3月1日から施行する。

付 則(平成10年規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に、第13条の規定により締結した保留地売買契約における売買代金の納付については、なお従前の例による。

付 則(平成12年規則第8号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成13年規則第17号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成15年規則第2号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成15年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成17年規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成22年規則第22号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(平成25年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の目前になされた改正前のひたちなか市上地区画整理事業保留地処分事務取扱規則(以下「旧規則」という。)第19条第2項の規定による承認は、改正後のひたちなか市土地区画整理事業保留地処分事務取扱規則(以下「新規則」という。)第20条第2項の規定による承認とみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧規則の規定による様式(様式第7号を除く。以下「旧様式」という。)により使用 されている書類は、新規則の規定による様式(様式第7号の2及び様式第7号の3を除く。)によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正をした上、なお使用することができる。

付 則(令和3年規則第51号)

この規則は,公布の日から施行する。

付 則(令和3年規則第68号)

この規則は,公布の日から施行する。